４．資産除去債務関係

本学において、⑴石綿障害予防規則等の規定に基づく建物のアスベスト除去義務、及び⑵土地の賃貸借契約等に伴う原状回復義務について、この除去費用を資産除去債務として計上しております。

なお、算出にあたり、使用見込期間を取得から５年～34年と見積もり、割引率は資産除去債務計上時の長期プライムレートとしました。

⑴　石綿障害予防規則等の規定に基づく建物のアスベスト除去義務

①　松本キャンパス学生食堂

事　　由　飛散防止措置済みのアスベスト除去費用（購買室、食堂、浴室の天井裏）

使用見込期間　償却済み資産

②　医学部芙岳寮（学生寄宿舎）

事　　由　飛散防止措置済みのアスベスト除去費用（厨房天井裏）

使用見込期間　償却済み資産

③　繊維学部附属農場機械蚕室

事　　由　飛散防止措置済みのアスベスト除去費用（天井裏）

使用見込期間　償却済み資産

④　松本キャンパス本部旭会館煙突　外14本

事　　由　アスベスト含有保温材を有する煙突の撤去費用

使用見込期間　５年　外

⑵　土地の賃貸借契約等に伴う原状回復義務

①　山岳科学総合研究所乗鞍高原ステーション

事　　由　土地の原状回復費用

使用見込期間　４年

②　医学部附属病院　通信設備（長野県松本旭町庁舎）

事　　由　賃借建物の原状回復費用

使用見込期間　償却済み資産

⑶　当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減は次のとおりであります。

期首残高	153,523千円
時の経過による調整額	702千円
期末残高	154,226千円

５．キャッシュ・フロー計算書関係

⑴　資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金勘定	20,348,093千円
定期預金	△ 8,000,000千円
資金期末残高	12,348,093千円

⑵　重要な非資金取引

①　ファイナンス・リースによる資産の取得	66,871千円
②　現物寄附による資産の取得	156,776千円
③　割賦購入契約による資産の取得	17,600千円

６．国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストに関する注記

Ⅰ　業務費用		
⑴　損益計算書上の費用	63,356,030千円	
⑵　（控除）自己収入等	△44,558,456千円	
業務費用合計		18,797,573千円
Ⅱ　資本剰余金を減額したコスト等		1,748,839千円
Ⅲ　機会費用		
国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	17,289千円	
政府出資等の機会費用	586,357千円	603,647千円
Ⅳ　（控除）国庫納付金		―千円
Ⅴ　国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト		21,150,061千円

㈱　国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストに関する注記における機会費用の計上方法

①　国等の財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法

国の法律及び地方公共団体が定めた条例（単価表）又は、近隣の地代・賃借料を参考に計算しております。

②　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年国債の令和７年３月末利回りを参考に1.485％で計算しております。「国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの注記における機会費用の算定に係る利回りについて（通知）」（令和７年４月11日付け７文科高第28号）

③　国等からの無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引の機会費用の計算に使用した利率

10年国債の令和７年３月末利回りを参考に1.485％で計算しております。「国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの注記における機会費用の算定に係る利回りについて（通知）」（令和７年４月11日付け７文科高第28号）

７．収益認識に関する注記

本学は、以下に記載する内容を除き、会計基準第77における収益に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

⑴　収益の分解情報

本学は教育・研究・診療業務を実施しており、基準第77を適用する取引に係る主なサービス等の種類と収益の額は、附属病院の診療による附属病院収益31,018,941千円であります。

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

８．土地の譲渡に伴う資本金の減少について

当期実績はございません。

９．重要な債務負担行為　（単位：千円）

件　　名	契約金額	翌期以降支払額
信州大学松本キャンパス駐車場整備等事業	1,865,974	1,175,376

10．退職給付に係る注記

⑴　採用している退職給付制度の概要

本学は、教職員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度並びに国家公務員共済組合法の退職等年金給付制度を採用しております。

退職一時金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、原則法により退職給付費用を計算しております。